



分野	特定調達品目 (令和5年2月閣議決定)		特定調達品目の判断の基準等の改定の主な内容 (令和5年12月閣議決定)	
	品目数	品目名称	追加・削除 品目数	品目名称等
		OHPフィルム 絵筆 絵の具 墨汁 のり(液状)(補充用を含む。) のり(澱粉のり)(補充用を含む。) のり(固形) のり(テープ) ファイル バインダー ファイリング用品 アルバム つづりひも カードケース 事務用封筒(紙製) 窓付き封筒(紙製) けい紙 起案用紙 ノート パンチラベル タックラベル インデックス 付箋紙 付箋フィルム 黒板拭き ホワイトボード用レーザー 額縁 テープ印字機等用カセット テープ印字機等用テープ ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機(手動) 名札(机上用) 名札(衣服取付型・首下げ型) 鍵かけ チョーク グラウンド用白線 梱包用バンド		*塗工されている印刷用紙の判断の基準の見直しに伴う変更
3 オフィス家具等	12	いす 机 棚 収納用什器(棚以外) ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード 個室ブース ディスプレイスタンド		
4 画像機器等	10	コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機 プリンタ プリンタ複合機 ファクシミリ スキャナ プロジェクタ トナーカートリッジ インクカートリッジ		*判断の基準の基準値1の「定量的環境情報が開示されていること」に係る1年間の経過措置を終了 *判断の基準の基準値1の「定量的環境情報が開示されていること」に係る1年間の経過措置を終了 *判断の基準の基準値1の「定量的環境情報が開示されていること」に係る1年間の経過措置を終了  *エコマーク基準を満たすこと又は同等のものであることを判断の基準の選択肢として追加 *対象範囲の拡大(5,000ルーメン以上の製品を追加) *配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加等
5 電子計算機等	4	電子計算機 磁気ディスク装置 ディスプレイ 記録用メディア		

分野	特定調達品目 (令和5年2月閣議決定)		特定調達品目の判断の基準等の改定の主な内容 (令和5年12月閣議決定)	
	品目数	品目名称	追加・削除 品目数	品目名称等
6 オフィス機器等	5	シュレッダー		*エコマーク基準を満たすこと又は同等のものであることを判断の基準の選択肢として追加 *特定の化学物質の使用の制限を配慮事項から判断の基準に格上げ *配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加  *バイオマスプラスチックに係る判断の基準を追加
		デジタル印刷機		
		掛時計		
		電子式卓上計算機		
		一次電池又は小形充電式電池		
7 携帯電話等	3	携帯電話		
		PHS		
		スマートフォン		
8 家電製品	6	電気冷蔵庫		*エネルギー消費効率に係る判断の基準を変更するとともに、1年間の経過措置を設定
		電気冷凍庫		
		電気冷凍冷蔵庫		
		テレビジョン受信機		
		電気便座		
		電子レンジ		
9 エアコンディショナー等	4	家庭用エアコンディショナー		
		業務用エアコンディショナー		
		ガスヒートポンプ式冷暖房機		
		ストーブ		
10 温水器等	4	ヒートポンプ式電気給湯器		*エネルギー消費効率に係る判断の基準を変更 *配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加  *エネルギー消費効率に係る判断の基準を変更 *ハイブリッド給湯器を対象に追加 *配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加  *エネルギー消費効率に係る判断の基準を変更 *配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加  *配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加
		ガス温水機器		
		石油温水機器		
		ガス調理機器		
11 照明	3	LED照明器具		*配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」及び「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること」を追加
		LEDを光源とした内照式表示灯		
		電球形LEDランプ		
12 自動車等	8	乗用車		*燃費基準値の変更(ハイブリッド自動車は2030年度基準70%達成レベルへ引き上げ) *カーエアコン冷媒に係る配慮事項(GWP150以下)を判断の基準に格上げするとともに、2026年度(令和8年度)末までの経過措置を設定  *燃費基準値の変更(2022年度基準90%達成レベルへ引き上げ)
		小型バス		
		小型貨物車		
		バス等		
		トラック等		
		トラクタ		
		乗用車用タイヤ		
		2サイクルエンジン油		
13 消火器	1	消火器		
14 制服・作業服等	4	制服		
		作業服		
		帽子		
		靴		

分野	特定調達品目 (令和5年2月閣議決定)		特定調達品目の判断の基準等の改定の主な内容 (令和5年12月閣議決定)	
	品目数	品目名称	追加・削除 品目数	品目名称等
15 インテリア・ 寝装寝具	11	カーテン		
		布製ブラインド		
		金属製ブラインド		
		タフテッドカーペット		
		タイルカーペット		
		織じゅうたん		
		ニードルパンチカーペット		
		毛布		
		ふとん		
		ベットフレーム		
		マットレス		
16 作業手袋	1	作業手袋		
17 その他 繊維製品	7	集会用テント		
		ブルーシート		
		防球ネット		
		旗		
		のぼり		
		幕		
		モップ		
18 設 備	11	太陽光発電システム		
		太陽熱利用システム		
		燃料電池		
		エネルギー管理システム		
		生ゴミ処理機		
		節水器具		
		給水栓		
		日射調整フィルム		
		低放射フィルム		
		テレワーク用ライセンス		
		Web会議システム		
19 災害備蓄用品	10	(毛布、テント、作業手袋、ブルーシート及び一次電池)		
		災害備蓄用飲料水		
		アルファ化米		
		保存パン		
		乾パン		
		レトルト食品等		
		栄養調整食品		
		フリーズドライ食品		
		非常用携帯燃料		
		携帯発電機		
非常用携帯電源				
20 公共工事	70	公共工事		
		<資材>		
		建設汚泥から再生した処理土		
		土工用水砕スラグ		
		銅スラグを用いたケーソン中詰め材		
		フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材		
		地盤改良用製鋼スラグ		
		高炉スラグ骨材		
		フェロニッケルスラグ骨材		
		銅スラグ骨材		
		電気炉酸化スラグ骨材		
		再生加熱アスファルト混合物		
		鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物		
		中温化アスファルト混合物		
		鉄鋼スラグ混入路盤材		
		再生骨材等		
		間伐材		
		高炉セメント		
		フライアッシュセメント		
		エコセメント		
		透水性コンクリート		
		鉄鋼スラグブロック		
		フライアッシュを用いた吹付けコンクリート		
		下塗用塗料(重防食)		
		低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料		
		高日射反射率塗料		
		高日射反射率防水		
		再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)		
		再生材料を用いた舗装用ブロック類 (プレキャスト無筋コンクリート製品)		
		バークたい肥		
		下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)		

分野	特定調達品目 (令和5年2月閣議決定)		特定調達品目の判断の基準等の改定の主な内容 (令和5年12月閣議決定)			
	品目数	品目名称	追加・削除 品目数	品目名称等		
		LED道路照明				
		再生プラスチック製中央分離帯ブロック				
		セラミックタイル				
		断熱サッシ・ドア			*「エネルギー使用の合理化等に関する法律施行令」の名称改正に伴い、配慮事項を見直し	
		製材				
		集成材				
		合板				
		単板積層材				
		直交集成板				
		フローリング				
		パーティクルボード				
		繊維版				
		木質系セメント板				
		木材・プラスチック再生複合材製品				
		ビニル系床材				
		断熱材				
		照明制御システム				
		変圧器				
		吸収冷温水機				
		氷蓄熱式空調機器				
		ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機				
		送風機				
		ポンプ				
		排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管				
		自動水栓			*工業会からいただいた意見を踏まえ、節水効果の向上を図るため、判断の基準等を見直し	
		自動洗浄装置及びその組み込み小便器				
		大便器				
		再生材料を使用した型枠				
		合板型枠				
		<建設機械>				
		排出ガス対策型建設機械				
		低騒音型建設機械				
		<工法>				
		低品質土有効利用工法				
		建設汚泥再生処理工法				
		コンクリート塊再生処理工法				
		路上表層再生工法				
		路上再生路盤工法				
		伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法				
泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法						
<目的物>						
排水性舗装						
透水性舗装						
屋上緑化						
21 役 務	20	省エネルギー診断				
		印刷			*印刷用紙の判断の基準等の見直しに伴う変更	
		食堂			*食器は可能な限り修繕、再生利用が行われることを配慮事項に追加	
		自動車専用タイヤ更生				
		自動車整備				
		庁舎管理				
		植栽管理				
		加煙試験				
		清掃				
		タイルカーペット洗浄				
		機密文書処理				
		害虫防除				
		輸配送				
		旅客輸送				
		庁舎等において営業を行う小売業務				
		クリーニング				
		飲料自動販売機設置				
		引越輸送				
		会議運営				
		印刷機能等提供業務			*コピー機等の定量的環境情報開示に係る経過措置の終了に伴う変更	
22 ごみ袋等	1	プラスチック製ごみ袋				
品目数	287				0	【22分野287品目】